

回覧

令和4年度交通災害共済加入者募集のお知らせ

現在、加入している交通災害共済は、3月31日で期間満了となりますので、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの会員を募集します。

令和4年4月1日～令和5年3月31日に小学校または中学校

在学の方は、町で全額補助し、加入手続きをとりますので、

家庭で加入申込をする必要はありません。

(町外の小中学校も同様に対象となります)

- 加入できる方は、滑川町に居住し、住民基本台帳に記載されている方等です。
*詳しくは、リーフレット（水色）に記載されています。
- 加入を希望される方は、リーフレット（水色）をよくご覧のうえ、地区の役員さんを通じてお申し込みください。地区の締め切りを過ぎたときは、ゆうちょ銀行、郵便局または役場で申し込めます。
- 会費 1人 500円
- 加入申込書の記入方法
 - (1) 3枚複写です。太枠の中を記入し、**3枚とも提出してください。**
 - (2) 申込書が1世帯で2枚にわたる場合は、別々に合計金額を記入してください。予備は役場または郵便局にございます。

問い合わせ先 総務政策課 人権・自治振興担当

TEL 56-2211 (代表)

令和
4年度

市町村交通災害共済に 加入しましょう

回覧



埼玉県マスコット「コバトン」

年齢・
健康状態に
関係なく
加入OK!

交通災害共済とは

皆さんが会費を出し合って会員となり、交通事故により負傷した
会員の方に見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

※事故の相手方の損害を補償するもの(自転車保険など)ではありません

(おひとり)

年会費

500円

中途加入の場合も同額です。

治療実日数(3日)

見舞金

死亡 = **120万円**

傷害 = **2万円~22万円**

身体障害 = **80万円**

(1級又は2級)

共済
期間

2022年
(令和4年)

4月1日



2023年
(令和5年)

3月31日

※2022年4月1日以降加入の場合は、申込日の翌日から2023年3月31日まで

加入申込み

加入申込書に会費を添えて、以下のいずれかの窓口でお申し込みください。

お住まいの市役所・町村役場

申込用紙は、市役所・町村役場で配布しています。

お近くのゆうちょ銀行(郵便局)

申込用紙は埼玉県内の一部郵便局にあります(詳細はホームページにて)
加入受付期間は、2022年12月末(年内最終営業日)まで

申込時期・申込方法については、お住まいの地域によって異なる場合がありますので、市役所・町村役場へご確認ください。

お問い合わせは
下記の担当窓口へ

加入できる方

① 埼玉県内の次の市町村にお住まいで、その市町村の住民基本台帳に記載されている方

本庄市	危機管理課	0495-25-1111
鴻巣市	自治振興課	048-541-1321
深谷市	市民課	048-571-1211
志木市	総合窓口課	048-473-1111
和光市	戸籍住民課	048-464-1111
新座市	市民課	048-477-1111
桶川市	安心安全課	048-786-3211
久喜市	交通企画課	0480-22-1111
北本市	くらし安全課	048-591-1711
八潮市	市民課	048-996-2111
富士見市	協働推進課	049-251-2711
三郷市	生活安全課	048-953-1111
蓮田市	自治振興課	048-768-3111
坂戸市	交通対策課	049-283-1331
幸手市	市民協働課	0480-43-1111
鶴ヶ島市	安心安全推進課	049-271-1111
日高市	危機管理課	0429-89-2111
吉川市	危機管理課	048-982-5111
ふじみ野市	道路課	049-261-2611
熊谷市	安心安全課	048-524-1111
朝霞市	まちづくり推進課	048-463-1111
加須市	交通防犯課	0480-62-1111
白岡市	安心安全課	0480-92-1111

伊奈町	生活安全課	048-721-2111
三芳町	自治安心課	049-258-0019
毛呂山町	生活環境課	049-295-2112
越生町	町民課	049-292-3121
滑川町	総務政策課	0493-56-2211
嵐山町	町民課	0493-62-2150
小川町	防災地域支援課	0493-72-1221
川島町	総務課	049-297-1811
吉見町	町民健康課	0493-54-1511
鳩山町	産業環境課	049-296-1211
ときがわ町	総務課	0493-65-1521
横瀬町	総務課	0494-25-0111
皆野町	総務課	0494-62-1230
長瀬町	総務課	0494-66-3111
小鹿野町	住民生活課	0494-75-1221
東秩父村	総務課	0493-82-1221
美里町	建設環境課	0495-76-1111
神川町	防災環境課	0495-77-2111
上里町	くらし安全課	0495-35-1221
寄居町	生活環境エコタウン課	048-581-2121
宮代町	町民生活課	0480-34-1111
杉戸町	くらし安全課	0480-33-1111
松伏町	総務課	048-991-2711

② ①の住民に扶養されている方で、修学のため上記の市町村以外に住んでいる方

運営：埼玉縣市町村総合事務組合

さいたま市浦和区仲町 3-5-1 ☎ 048-824-1174

<http://www.sai-sougou.jp/koutsu.html>

埼玉県市町村交通災害共済

検索

対象となる交通事故

共済期間中に日本国内で発生した下記の事故

- 自動車、バイク、自転車などによる接触、衝突、転落、転覆等の交通事故（道路上を走行中の事故に限ります）
- 歩行中、上記の車両にはねられたり、ひかれたりした事故
- 踏切道における電車等との接触、衝突事故

見舞金が支払われないもの

- 会員の故意又は重大な過失による事故
- 会員の無免許運転、飲酒運転等違法行為による事故
- 不正に見舞金の請求をした場合
- 地震、洪水、津波等の天災による事故
- 電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等の事故
- 幼児用乗用具（玩具）による自損事故 ●歩行中の転倒事故
- バス等の乗降中における事故 ●上記のほか交通事故以外の事故

共済見舞金額

災害区分及び災害程度に応じた見舞金が支払われます。

(傷害1、傷害2の見舞金の請求できるのは実際に治療を受けた日(治療実日数)が3日以上からです。)

災害区分		災害程度		金額
1	死亡	死亡(交通事故のあった日から1年以内に交通事故が原因で死亡したとき)		120万円
2	傷害1 (交通事故証明書が 得られる場合)	入院	1日につき 2,000円	●それぞれの単価に日数を掛けた金額の合計額 合計額が2万円に満たないときは2万円とし、22万 円を超えるときは22万円を限度とします
		通院 往診	1日につき 1,000円	
3	傷害2 (交通事故証明書が 得られない場合)	入院	1日につき 1,000円	●単価に日数を掛けた金額 合計額が2万円に満たないときは2万円とし、6万円 を超えるときは6万円を限度とします
		通院 往診		

備考 ①同じ日に2つ以上の医療機関等で治療を受けた場合は、1日として計算します。
②精神的疾患又は治癒後の治療は対象となりません。
③交通事故証明書は、警察に交通事故の届出がないと発行されません。

身体障害 見舞金

傷害1の見舞金給付を受けた方が、当該交通事故による傷害が原因で、災害の発生した日の翌日から2年以内に身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級又は2級の障害を残すことになった場合に80万円が支払われます。
請求期間 交通事故にあった日の翌日から起算して3年以内



見舞金請求に必要な書類

○は必要書類、△は場合により必要な書類

必要な書類(書類の費用は自己負担になります。)	傷害1	傷害2	死亡	身体障害
① 会員証	○	○	○	○
② 交通事故証明書 ◆取得方法は、警察署等にある申請紙でゆうちょ銀行・郵便局へ申し込むと、自動車安全運転センターから後日郵送されます。	○		○	
③ 交通事故自認書(交通事故証明書が得られない場合)		○		
④ 診断書(様式第11号)・・・所定の様式 ◆組合所定の診断書と同様の受傷原因・受傷日・治療実日数等が記載された診断書(施術証明書)でも可能です。(必要項目の記載がないと、新たに所定の診断書を提出いただく場合があります。)	○	○	△	
⑤ 同乗者証明書(交通事故証明書に同乗者の記載がない場合)	△			
⑥ 見舞金振込先口座の通帳(口座番号・名義が確認できるもの) ◆ゆうちょ銀行口座への振込には、通帳の銀行使用欄に記載の「他金融機関からの振込の受取口座」を使います。	○	○	○	○
⑦ 戸籍謄本及び死亡診断書(死体検案書)			○	
⑧ 障害診断書及び身体障害者手帳の写し				○
⑨ 住民票等(住所変更した場合は、加入時の住所が確認できるもの)	△	△	△	△
⑩ 委任状(代理人が請求手続きをする場合) ◆代理人の範囲は、ご家族に限ります。振込口座が災害を受けた会員名義の場合又は親権者が手続きをする場合は、必要ありません。	△	△	△	△

※②・④の書類は、写しに原本証明(原本保有の保険会社で証明)されたものでも可能です。
※③・④・⑤の用紙は、市役所・町村役場にあります。

●見舞金の請求は、ご加入いただいた市役所・町村役場で手続きをしてください。

見舞金請求には、印鑑と左記書類の原本が必要です。事故状況によっては、代用できる書類がありますので、書類を揃える前に、市役所・町村役場の担当窓口へお問い合わせください。

見舞金を請求できる期間は、交通事故にあった日の翌日から起算して「2年以内」です。

診断書料助成について

共済見舞金請求で組合所定の診断書の原本を提出したときは、1通あたり5千円(その他の様式は3千円)が見舞金に加算されます。(傷害1及び傷害2のみ対象)



埼玉県マスコット「コバトン」

令和2年度 加入支払状況

加入者数	見舞金支払件数	見舞金支払金額
191,549人	1,204件	72,467,000円

このリーフレットを会員証と一緒に保管してください。